育てる。

・人間関係を深め、いじめを絶対に許さない心と自律心の育成を図る。

・セカンドスクール、プレセカンドスクール、移動教室の活動の充実を図り、体験を通して視野を広げるとともに、人への思いやりや感謝の気持ち、自然に対する畏敬の念を育む。

・道徳の時間を充実するとともに、資料の活用や地域の方の協力を得て、学校と家庭、地域との連携を図りながら一体となって道徳的実践力の育成を図る。

4　いじめ防止に向けた取組

（1）未然防止・早期発見

いじめの未然防止・早期発見のために、本校教職員は、常に児童の学校生活に関わる様々な情報を意図的・計画的に収集し、それらを共有する。併せて、全校児童が安心して生活できる学校の雰囲気づくりや規範意識の醸成を目指した指導の徹底を図る。

また、保護者に対しては、法令に定めれた保護者の責務について周知・徹底を図るとともに、啓発活動を継続的に行う。

児童の指導に当たっては、特に次の観点を重視する。

・人権尊重教育の推進

・道徳教育の充実

・学級、学年、特別活動等での望ましい仲間づくりの推進

・生活状況調査やいじめアンケートの実施を含む年間計画に基づいた指導

・日常的な児童に関する情報交換の実施

・代表委員会・児童会活動を通した自主的な取組の促進

・いじめ防止に特化した校内研修の実施

5　いじめ発生時の対応

（1）初期対応

・いじめが予見または認知された場合は、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。

・事実確認を確実に行い、常に被害児童の立場に立った対応を心掛ける。また、加害児童の人権にも十分配慮するものとする。

・学校全体の組織的な対応及び保護者との連携強化により、早期解決を図る。

（2）中・長期的対応

いじめ問題を当該児童間のみの問題ととらえず、学校全体の人権課題ととらえた指導を展開する。学校における教育活動のあらゆる場面で、人権尊重の精神を基盤とした指導の徹底を図る。

また、児童が安心して相談できる環境構築のため、学級担任はもとより、全教職員